

令和5年

第1回忠岡町議会臨時会会議録

開会 令和5年1月16日

閉会 令和5年1月20日

忠岡町議会

令和5年 第1回忠岡町議会臨時会会議録（第1日）

令和5年1月16日午前10時、第1回忠岡町議会臨時会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 和田 善臣議員	2番 河瀬 成利議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 今奈良幸子議員	11番 勝元由佳子議員	12番 河野 隆子議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼企画人権課長		町長公室次長兼総務課長	南 智樹
	明松 隆雄	住民部長	谷野 栄二
住民部次長兼生活環境課長		健康福祉部長	泉元 喜則
	新城 正俊	産業まちづくり部長	村田 健次
教育部長	二重 幸生	教育部理事兼学校教育課長	
消 防 長	森下 孝之		石本 秀樹
消防次長兼消防予防課長	岸田 健二		

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀
主 査	岩間早百合

(会議の顛末)

議長 (和田 善臣議員)

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席であります。会議は、成立しております。

ただいまから、令和5年第1回忠岡町議会臨時会を開会いたします。

議長 (和田 善臣議員)

これより、会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長 (和田 善臣議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

局長。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

令和5年第1回忠岡町議会臨時会議事日程について、ご報告申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について (損害賠償の額を定めること及び和解について)

日程第5 議案第1号 (仮称) 地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定に関する議会の議決すべき事件を定める条例の制定について

以上のとおりでございます。

議長 (和田 善臣議員)

第1回忠岡町議会臨時会の招集に当たり、町長より挨拶の申出があります。

発言を許します。町長。

町長 (杉原 健士町長)

皆さん、おはようございます。

ご案内のように、令和5年第1回忠岡町議会臨時会の開会を招集いたしましたところ、議員皆様方には公私何かとお忙しい中にもかかわらずご出席賜り、誠にありがとうございます。

さて、本定例会には、クリーンセンターの整備・運営に向けた公民連携協定に係る議案を上程させていただいております。昨年11月7日より町内10か所において、連日連夜、住民の皆様方に対しまして、今後のクリーンセンターの整備・運営方針について、民間事業者との公民連携方式の結論に至った理由や、その内容につきまして、丁寧にご説明させていただきました。熱心に連日來られる方もおられました。説明会では何度も説明させていただきましたが、残念ながらご理解いただけない方もおられました。町が責任を持ってしっかりと事業を進めてほしいというご意見もあり、ご理解、ご賛同いただける方もおられました。

説明会の中では、住民の方から様々なご意見を頂きましたが、そのご意見につきましては真摯に受け止め、事業の実施がかないましたら、しっかりと対応してまいる所存であります。

これまで議員の皆様方には、町単独での運営、広域化、民間事業者との公民連携方式について、住民サービスの低下を招くことなく、そして施設を持たないことで維持補修費の負担がなくなるなど総合的に比較検討した結果、本町においては公民連携方式が最善である旨をご説明させていただきました。

議員皆様方には、持続可能なまちづくりのため、そして忠岡町の発展のため、どうかご賛同、ご可決いただきますようお願い申し上げまして、私のご挨拶に代えさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、2番・河瀬成利議員、3番・北村 孝議員を指名いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期、臨時会の会期は、本日より1月20日までの5日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議なしと認めます。

よって、会期は、1月20日までの5日間と決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員、北村 孝議員より例月出納検査の結果報告の申出がありますので、発言を許します。北村議員。

監査委員（北村 孝議員）

おはようございます。ただいまより、例月出納検査について報告をいたします。

ここに、報告申し上げますのは、令和4年11月25日及び12月21日に行いました内容で、帳簿等は、それぞれ同年10月31日及び11月30日現在であります。

検査については、前田成弘監査委員と従事し、一般会計、各特別会計及び下水道事業会計から提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関預金等については、その時点での確に執行されていることを確認し、また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳等されていることを確認いたしました。

なお、検査時における各会計別等現金高数値については、お手元に配布いたしました数値表のとおりでございます。

以上、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告をいたします。

監査委員 北村 孝

議長（和田 善臣議員）

これで諸般の報告を終わります。

議長（和田 善臣議員）

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること及び和解について）、を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

報告第1号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本件は、令和4年11月5日、忠岡町馬瀬3丁目9番31号先路上において発生した事故について、相手方と損害賠償額28万円をもって和解し、地方自治法第180条第1項の規定により、同年12月15日付をもって専決処分したもので、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

説明は、以上のとおりです。

この件について質疑を受けます。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これをもって報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること及び和解について）を終わります。

議長（和田 善臣議員）

日程第5 議案第1号 （仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定に関する議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてを、議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第1号、仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定に関する議会の議決すべき事件を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、新たな廃棄物処理施設の整備・運営事業の実施に当たり、民間企業と公民連携で実施することについて議会の審議を経ることにより、当該事業の実効性の向上及び住民の視点に立った透明性の高い事業とすることを目的とし、地方自治法第96条第2項の規定により、本条例を制定するものであります。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けします。ご質疑ございませんか。

11番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

ちょっと1点確認させていただきたいんです。根本の部分なんで、細かいことは抜きにしてなんですけど、こちらの条例なんですけども、条例案なんですけども、協定の締結、または協定の内容を変更することについて議会の議決すべき事件とするための条例制定案ということで出てきてるんですけども、この条例で言う協定の中身なんですけども、今回の1月議会に係る基本協定だけを指しているのか、今後も出てくるであろう実施協定も含めて全ての協定を指しているのか、どちらなんですか。今回限りなのかどうかということだけ

確認をお願いします。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

今回のこちらのほうの条例につきましては、今回、基本協定、こちらの分のみでの条例制定となっております。

以上でございます。

1 1 番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

1 1 番（勝元由佳子議員）

では、この条文を読む限り、そうとは書いてないので、特段今の説明がなかったら、そう読めないんですけども、では今後、実施協定については議会の議決に付さないということによろしいんですね。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

はい、議員のおっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

1 1 番（勝元由佳子議員）

仮に、議会でじゃあ実施協定も議会の議決に付すべきやという流れになった場合も付さない。それとも、流れ次第では付す、どちらですか。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

基本協定の中に含まれている変更等がございましたら、議会の議決が必要になると考え

られます。

以上でございます。

1 1 番（勝元由佳子議員）

すみません、議長。

議長（和田 善臣議員）

もう3回目です。

1 1 番（勝元由佳子議員）

すみません、答えになってないからです。

議長（和田 善臣議員）

どうぞ。

1 1 番（勝元由佳子議員）

議会の流れで、今後も実施協定について議決に付すべきやなあととなったときに、一応この条例の中身だとできる内容になってるから、議会の議決に付しましょうという流れになるのか、それとも付しませんという決定なのか、そこだけ聞きたいんです。

議長（和田 善臣議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

このたびの協定につきましては、民間事業者と本町が協力をしながら1つの目的に向かって事業を進めていくといった基本的な理念を示したものでございまして、この協定が議決いただけた場合は、公民連携、民間事業者の負担において、例えば調査、実施設計、あと環境アセスメント等の作業が出てまいります。そうしたこともございますので、今回、公民連携によりまして事業を進めるという理念のところは議決いただいて、民意を反映させたものであると。後の実施協定につきましては、詳細にわたっては事業者と我々本町で詰めていって実施をしていくという流れになってございますので、その実施協定については議決の対象にはならないというふうに考えております。

1 1 番（勝元由佳子議員）

3回目なんで結構です。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第1号（仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定に関する議会の議決すべき事件を定める条例の制定については、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業常任委員会に付託いたします。

議長（和田 善臣議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。

（「午前10時13分」休憩）

議長（和田 善臣議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後1時45分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（和田 善臣議員）

先刻の本会議において、総務事業常任委員会に付託しました議案第1号について、内容の審査をした結果についてを、総務事業常任委員会の委員長報告を求めます。総務事業常任委員会委員長、松井匡仁議員。

総務事業常任委員会委員長（松井 匡仁議員）

議長のお許しを得ましたので、総務事業常任委員会委員長報告を行います。

本日、令和5年1月16日開催の本会議におきまして、本委員会に付託されました1件の案件につきまして、先刻、委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定によりご報告いたします。

議案第1号、（仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定に関する議会の議決すべき事件を定める条例の制定については、本委員会に付託された案件は、質疑応答、反対討論、賛成討論があり、反対討論といたしましては、議決の必要のない協定書をあえて議決が必要な案件にすることは、議会の同意があるという担保を得るためにほかなりません。また、今回の議決事項は基本協定のみであり、具体的な内容に触れる実施協定は議決案件にしない。実質白紙委任になりかねないため、反対をいたします。また、この議案が議決された4日後には、公民連携協定書の締結が議決されます。事業者からの提案内容に基づいた議会での議論が4日間と短く、慎重で十分な議論ができないため、この条例案に反対しますなどの意見がありました。

一方、賛成討論といたしましては、住民の視点に立った透明性の高い事業の推進に資するということが期待をされるため、このことを評価し、この条例に賛成いたしますとの意見がありました。

以上のとおり、採決の結果、賛成多数で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された議案について報告を終わります。

令和5年1月16日、総務事業常任委員会委員長、松井匡仁。

議長（和田 善臣議員）

ただいまの総務事業常任委員会委員長の報告に対し、質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論及び採決を行います。

議長（和田 善臣議員）

日程第5 議案第1号 （仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定に関する議会の議決すべき事件を定める条例の制定について、討論を行います。討論ございませんか。

（「議長」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

討論をお受けいたします。まず、反対討論から。

6番（是枝 綾子議員）

本条例案に対する日本共産党の反対討論を行います。

そもそも議決案件でもない産廃焼却施設の公民連携の協定書をわざわざ議決する意味合いは何なのか。住民目線から見ると、住民合意が得られていないにもかかわらず、忠岡町クリーンセンターを廃止して産廃焼却施設を誘致する計画に議会がお墨付きを与えるものであります。

言い換えれば、忠岡町と契約相手の企業からすれば、議決がなければ、いつ事業がひっくり返されるかもわからないものを、議決を得ることで事業の担保が得られたということになります。住民合意もなく、住民が知らない間に議会だけでさっさと決めてしまい、後に計画の内容が具体的に明らかになり、住民の多くがやめてほしいと言っても、もう議決しましたということになります。住民からすると、議会は何て余計なことをしてくれたんだとなる類いのものではないでしょうか。

議会や議員は、住民に意見を聞いて回ったのでしょうか。4年前の町会議員選挙、2年前の補欠選挙で議員は産廃のことを言っていたのでしょうか。こんな大事なことを住民に問うこともないのに、議会が勝手に決めてよいのでしょうか。産廃焼却施設誘致の賛否については住民に問わなければなりません。

町長も選挙のときに広域化すると言っていました。産廃にするなんて公約してませんでした。だから、忠岡町の方針は広域化でした。その方針を大きく変えるわけですから、住民の合意が当然必要です。住民の同意も得られていないのに議決するのは民主主義の根幹に関わることです。

議員も同じことが言えます。昨年の9月議会で初めて産廃の関連議案が出てきました。それから、議会での説明が行われ、住民説明会が行われ、住民説明会では反対の意見や不安がほとんどを占めていました。説明会の参加者は延べ約300人、まだ知らない。分からない住民も多くいるのではないのでしょうか。住民の中で議論がまだされていないのに、この条例案が可決されれば、あと4日後にこの協定書が議決されてしまいます。時期尚早と言わなければなりません。

さらに付け加えるなら、9月議会で議員だけでさっさと決めたら住民から批判が来るので、住民説明会を開いてから1月の臨時議会で決めたいというのは議員の勝手ではないでしょうか。4か月間あったと言いますが、どれだけ住民の中で議論ができたのでしょうか。不十分極まりないと思います。

まとめますと、問題とする1つは、議決案件にすることにより事業を進める担保にされてしまうこと。2つ目は、住民合意がされていないのに議会だけで決めてしまうという住民の意思が正しく反映されないこと。3つ目は、住民が内容をよく知らないのに議決するのは時期尚早であること。4つ目は、議決案件は基本協定だけで、具体的なことを決めた実施協定は議決案件ではないという条例案のため、これは実質の白紙委任であること。以上、後に議会が反対しても、もう戻れなくなる条例案であります。

以上、申し上げて、反対討論といたします。

議長（和田 善臣議員）

続いて、賛成討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

反対討論がありましたら。はい、勝元議員

11番（勝元由佳子議員）

私、迷ってまして、でも反対の立場で討論させていただきます。すみません。急なことであれなんですけどね。

私もずっとこの1月臨時議会、どうしようかなというのを正直迷ってまして、実際これまでもね、特別委員会の中で、私、議員本人が右と思ってても、支持者さんの多く、住民の多くが左と思ってたら、右と言えませんかというのは申し上げてきたと思います。

実際これ、1月議会の議案どうしようかというところがあったんで、1月に入ってちょっと支持者さんのお声を聞く場を設けさせてもらいました。一部の支持者さんですけども、どうお考えかというところをお聞きしたときに、皆さんありがたいことに、勝元議員の判断にお任せしますと。賛成でも反対でも、棄権も含めてね、お任せしますと言っていました。ですので、私に判断を委ねていただいているのは確かなんですけども、ただ、住民さんにこういうことを言われたんです。「賛成か反対か迷ってるのに賛成していいんですか」と。

それがね、私も言われて、そうやなというところがありまして、実際この条例案なんですけども、先ほど本会議で質問させていただいたときに、実施協定の部分は含まないと。今回の1月議会のこの後出てくる基本協定の部分のみですということやったんですね。で、実際もう議案書が配布されてますんで、基本協定の協定案ですね、内容出てきてます。で、我々議員見てますけども、正直、基本理念の部分ですよ。具体的な契約内容といいますか詰めた内容はほとんど書かれてなくて、どこまで何がどう担保されるかというのは現時点では分からない状態なんですね。

できたら、本当は私自身の思いとしては、特別委員会でそこら辺、町側のどこまで担保していただけるかということをお答えを聞いた上で、この条例案、それやったらオーケーですよというのをしたかったところなんですけども、それは議会の流れ的にできないと。この条例案を可決しないと特別委員会も開けない。基本協定の議案も上程できないということなんで、これを取りあえず今日、可決するか否決するか、決をとってしまわないといけないということなんで、今日も総務委員会のほうを傍聴させていただいて聞いてましたけれどもね、やっぱりちょっと基本協定の中身があまりにも抽象的過ぎて、ちょっとこの段階で、丸かぺケかというのも含めて、この条例制定案にその基本協定以降、議会、住民が口を挟める場がないというものに丸をしていいんかなというところが正直、私、思いがあるんです。

なので、それこそ住民さんに言われたとおり、賛成するのに、迷ってるのに賛成していいんですか、そのおっしゃるとおりで、ちょっと今の時点で私、賛成しかねるので、反対の立場で討論させていただきました。

以上です。

議長（和田 善臣議員）

これで討論を終わります。

これより議案第1号を起立により採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。議案第1号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（和田 善臣議員）

起立多数であります。

よって、議員第1号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（和田 善臣議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。14時30分より再開いたします。

（「午後1時58分」休憩）

議長（和田 善臣議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後２時３０分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（和田 善臣議員）

ここでお諮りいたします。

お手元に配布いたしております議案を日程に追加し、議題といたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程を事務局長より、報告させます。

議会事務局（柏原 憲一局長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

令和５年第１回忠岡町議会臨時会追加議事日程について、ご報告申し上げます。

日程第６ 議案第２号 （仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定の締結について

以上のおりでございます。

議長（和田 善臣議員）

日程第６ 議案第２号 （仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定の締結についてを、議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第２号、（仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定の締結について、ご説明申し上げます。

本件は、新たな廃棄物処理施設の整備・運営事業において、民間企業と公民連携で実施することについて、公募型プロポーザル方式により選定した事業者と当該事業の基本方針及び事業の円滑な実施に向けた連携、協力事項等を定めるための協定の締結について、（仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定に関する議会の議決すべき事件を定める条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第2号（仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定の締結については、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業常任委員会に付託いたします。

議長（和田 善臣議員）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

次の会議は1月20日午前10時から開きます。

本日は大変ご苦労さまでした。

（「午後2時33分」散会）